

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年 9月 1日現在

政策所管部局	入国管理局
名 称	外国人の円滑な受入れ (基本目標：外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。) (達成目標：専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図る。)
評価の概要	平成14年度においては、法務省改正告示により、韓国の機関が認定する資格取得者及び中国の機関が実施する試験合格者が我が国への入国が認められることになり、また、改正入管法の実施により、一層円滑かつ適正な審査事務を実施することができ、専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図ることができた。 また、IT分野以外でも、我が国に有益となる専門的・技術的分野と評価し得る外国人労働者の積極的な受入れを図っていく必要があり、構造改革特別区域法において入管法の特例措置を採った。 今後も、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極めつつ、社会のニーズ等に応える外国人の受入れを図るための施策を実施していく必要がある。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの ①法令名： 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術の在留資格に係る基準の1号の特例を定める件の一部改正 ②立案制定・改廃の時期：平成15年5月30日公布，同日施行 ③具体的内容 平成13年12月28日の法務省令の改正により、我が国が実施する情報処理技術に関する試験に加え、外国との相互認証を踏まえて法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する外国の試験若しくは資格の合格者又は有資格者については、「技術」の在留資格に係る上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」を問わずに入国・在留できることとしているところ、従前のシンガポール、韓国及び中国に加え、フィリピン・日本情報技術標準試験財団が実施する基本情報技術者試験及びベトナム情報技術試験訓練支援センターが実施する基本情報技術者試験についても、我が国の基本情報技術者試験と相互認証されたことを踏まえ、平成15年5月30日、当該相互認証された試験について、法務省告示に追加した。 ①法令名： 構造改革特別区域法の一部を改正する法律 ②立案制定・改廃の時期： 平成15年5月30日成立，同年6月6日公布，同年10月1日施行 ③具体的内容 情報産業は、先端産業（ロボット、バイオ、環境等）の基幹技術となるものであり、新たな技術・サービスの開発による新事業創出効果が高く、さらに、産業の高度化等にも重要な要素となる分野であることを踏まえ、平成15年5月30日に成立した構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）の一部を改正する法律により、平成15年10月1日から、IT産業の発展に係る高いポテンシャルを有すると地方公共団体が認める構造改革特別区域（以下「特区」という。）内の事業所において活動する情報処理技術者につき、在留期間の上限を現行の3年から5年に伸長する措置を講ずることとされた。 (2) 予算措置を講じたもの

平成16年度概算要求において、専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図るための経費を含む出入国審査経費及び在留資格審査経費を要求している。

なお、次の事業等は、「研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現」、「学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現」と同様のものである。

①事業等名： 出入国審査経費及び在留資格審査経費

②概算要求額(千円)： 3, 583, 746千円

③具体的内容

専門的、技術的分野の外国人労働者を含む外国人の円滑かつ適正な入国・在留の審査を行うための経費を要求をしている。

(3) その他

①取組を行った時期： 通年

②具体的内容

平成15年4月1日から施行された特区法により認められた外国人研究者に係る活動範囲の拡張及び最長の在留期間の伸長等の特例措置を実施することを内容とする構造改革特別区域計画について、同年9月1日現在、29件が特区法に基づき認定されている。

機構・定員要求

具体的内容

出入国審査業務の充実・強化を図るため、58人の増員を要求している。

2. 今後の予定

(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期)

ア 専門的、技術的分野の外国人労働者を含め、外国人の適正な入国・在留の実現を図る等の観点から、不正手段等により上陸許可等を受けた外国人及び許可された在留資格に係る活動を継続して3月以上行わないで在留している外国人の在留資格の取消し制度を整備すること等を規定した入管法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出し、平成15年9月1日現在、継続審議の扱いとなっている。

イ ぶどう酒の品質の鑑定、評価又は保持に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会において受賞したことがある者(ソムリエ)等が当該技能を要する業務に従事する場合に、「技能」の在留資格に関する上陸許可基準を現行10年の経験年数要件を5年に短縮することとし、平成15年度中に法務省令を改正する予定である。

ウ 現行の上陸許可基準では、医師の確保が困難な地域における外国人医師の診療は「診療所」に限定されているところ、「病院」にも拡大することとし、平成15年度中に法務省令等を改正する予定である。

(2) その他(具体的内容・取組予定時期)

経済産業省が行っている相互認証の進展を踏まえ、新たに相互認証された資格等のうち適当と認められるものについて適宜告示をもって追加していくとともに、IT技術分野以外においても、専門的・技術的分野と評価し得る外国人労働者の受入れについて、我が国に有益となる外国人の積極的な受入れを図るための施策を講ずることを検討していく。

3. その他

該当なし

備

考

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年 9月 1日現在

政策所管部局	入国管理局
名 称	外国人の円滑な受入れ (基本目標：外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。) (達成目標：研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図る。)
評価の概要	技能実習移行対象職種は62職種に拡大し、従来は、研修から技能実習に移行できず、帰国しなければならなかった外国人が技能実習を行うことを可能とし、入国審査官への事実調査の権限の付与が入管法に規定されたことを受け、研修又は技能実習を希望する者の受入れ確保のための実態調査を積極的に行うことにより、研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ることができたものとする。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの ① 法令名： 法務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件 ② 立案制定・改廃の時期： 平成15年8月29日公布、同年10月1日施行 ③ 具体的内容 地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けて設置する特区内に所在する所要の要件を満たす事業所において実務研修を含む研修を受けようとする外国人研修生について、その受入れ人数枠を緩和するための規制の特例を定めた法務省告示を制定した。 (2) 予算措置を講じたもの 平成16年度概算要求において、研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図るための経費を含む出入国審査経費及び在留資格審査経費を要求している。 なお、次の事業等は、「専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現」、「学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現」と同様のものである。 ① 事業等名： 出入国審査経費及び在留資格審査経費 ② 概算要求額(千円)： 3,583,746千円 ③ 具体的内容 研修生、技能実習生を含む外国人の円滑かつ適正な入国・在留の審査を行うための経費を要求をしている。 (3) その他 機構・定員要求 具体的内容 出入国審査業務の充実・強化を図るため、58人の増員を要求している。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 研修生、技能実習生を含め、外国人の適正な入国・在留の実現を図る等の観点から、不正手段等により上陸許可等を受けた外国人及び許可された在留資格に係る活動を継続して3月以上行わないで在留している外国人の在留資格の取消し制度を整備すること等を規定した入管法の一部を改正する法律案を第156回国会に出し、平成15年9月1日現在、継続審議の扱いとなっている。 (2) その他(具体的内容・取組予定時期)

	ア 受入れ機関及び関係業界等の要望並びに研修生送り出し国のニーズ等を踏まえ、関係省庁とも協議しつつ、さらに技能実習対象職種の拡大を検討していくこととする一方で、適正な研修事業の実施が確保されているか否か実態調査を積極的に行うことにより、研修生・技能実習生の適正な入国・在留の実現を図っていく。 イ また、技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容が分かりにくいとの指摘もあることから、技能実習制度に基づく在留資格であることを明確にする意味から、独立した在留資格を新設することなどを含めた必要な法改正についても、引き続き検討していく。
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年 9月 1日現在

政策所管部局	入国管理局
名 称	外国人の円滑な受入れ (基本目標：外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。) (達成目標：学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図る。)
評価の概要	ワールドカップ開催に合わせ、「プレクリアランス」並びに韓国人に対する査証免除措置及び在留資格「短期滞在」に係る在留期間「30日」の新設により、期間中の日韓の大規模な人の移動を円滑に行うとともに、査証免除措置への対応として「プレクリアランス」及び厳格な出入国審査を実施するなど、達成目標に貢献するための施策を講じることができたものと考え。 また、平成13年度に日本語教育振興協会を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、平成14年度においても、業務の簡素・円滑化が図られ、留学生・就学生の各種申請の対応により円滑かつ適正に対応できるようになったこと、また、改正入管法の実施により、一層円滑かつ適正な審査業務を実施できるようになったことから、達成目標に貢献するための施策を講じることができたものと考え。 今後も留学生等の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた交流を支援していくこととする。 他方、問題のある教育機関に対しては、留学生・就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について指導するとともに、留学生が収容定員総数の過半数以上を占めている大学等から、定員を超えることが明らかな数の在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、原則として定員の範囲内で外国人の受入れを行うよう指導することを引き続き検討する。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの ① 法令名： 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部改正 ② 立案制定・改廃の時期： 平成15年4月28日公布、同年5月1日施行 ③ 具体的内容 従来は、外国人が我が国で長期間専らボランティア活動に従事しようとする場合、当該活動に対応する適当な在留資格がなかったが、我が国で福祉に係るボランティア活動を行おうとする英国人に係る英国政府に対する口上書の適用を受ける者（英国人）が、我が国において1年を超えない期間、社会福祉法人等に受け入れられて行うボランティア活動が行えるよう、法務省告示を改正した。 ① 法令名： 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部改正 ② 立案制定・改廃の時期： 平成15年4月24日公布・施行、同年5月27日公布・施行 ③ 具体的内容 日本語教育機関として認定した審査事業に係る日本語教育振興協会の実施結果報告書等を参考として、平成15年4月24日及び同年5月27日、法務大臣が告示をもってそれぞれ10及び4の日本語教育機関を定めた。

法令名： 法務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令

立案制定・改廃の時期： 平成15年8月29日公布，同年10月1日施行

具体的内容

「留学」の在留資格に関する入管法第7条第1項第2号の基準を定める法務省令は、「専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける」ものでないことを上陸許可基準として規定しているが、特区内で、夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、当該大学による徹底した在籍管理がなされる場合には、上記上陸許可基準を適用しないこととし、平成15年8月29日、法務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（以下「特区省令」という。）を制定し、夜間大学院においても外国人留学生の受入れを可能とした。

特区省令は平成15年10月1日から施行されることとなっており、前記特例措置を実施することを内容とする構造改革特別区域計画の認定申請は、同日から開始される予定である。

(2) 予算措置を講じたもの

平成16年度概算要求において、学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図るための経費を含む出入国審査経費及び在留資格審査経費を要求している。

なお、次の事業等は、「専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現」、「研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現」と同様のものである。

事業等名： 出入国審査経費及び在留資格審査経費

概算要求額(千円)： 3,583,746千円

具体的内容

学術・文化面にかかわる外国人を含む外国人の円滑かつ適正な入国・在留の審査を行うための経費を要求をしている。

(3) その他

取組を行った時期：平成15年6月30日

具体的内容

留学生・就学生の来日外国人犯罪者不法就労者に占める割合が相当数に上っているところ、不法就労問題及び外国人犯罪の現状等を改めて認識させ、もって、適正な学校運営の一助として、次代の我が国と諸外国との大きな架け橋になると期待される外国人留学生・就学生の適正な人材育成に役立ててもらふことを目的として、平成15年6月30日、東京都内に所在する外国人留学生等が在籍する教育機関の関係者を集め、警視庁との共催により、講習会を開催した。

機構・定員要求

具体的内容

出入国審査業務の充実・強化を図るため、58人の増員を要求している。

2. 今後の予定

(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期)

ア 学術・文化面にかかわる外国人を含め、外国人の適正な入国・在留の実現を図る等の観点から、不正手段等により上陸許可等を受けた外国人及び許可された在留資格に係る活動を継続して3月以上行わないで在留している外国人の在留資格の取消し制度を整備すること等を規定した入管法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出し、平成15年9月1日現在、継続審議の扱いとなっている。

イ 現行のインターンシップは、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（以下「特定告示」という。）第9号において、夏季休暇期間等を利用し

	て本邦企業での実務経験を得ようとする外国の大学の学生が、「当該教育課程の一部として」本邦企業の業務に従事する活動と定められており、その活動が外国の大学における「単位取得」となることを前提としているが、当該規制を緩和するため、平成15年度中に特定告示を改正する予定である。 (2) その他(具体的内容・取組予定時期) ア 今後も留学生等の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた交流を支援していくこととする。 イ また、問題のある教育機関に対しては、留学生・就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について指導するとともに、留学生が収容定員総数の過半数以上を占めている大学等から、定員を超えることが明らかな数の在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、原則として定員の範囲内で外国人の受入れを行うよう指導することを引き続き検討する。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年 9月 1日現在

政策所管部局	入国管理局
名 称	好ましくない外国人の排除
評 価 の 概 要	総合的な不法就労外国人対策を行った結果、本邦における不法残留者数は減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものとする。 また、偽変造文書鑑識専従職員及び偽変造文書鑑識機器を十分に活用した結果、平成14年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は、昨年と同程度であり、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものとする。 しかしながら、不法残留者数は依然として高水準にあるほか、これら不法に滞在する外国人による犯罪の増加傾向が顕著であり、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要がある。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの ① 法令名： 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の制定による出入国管理及び難民認定法の一部改正 ② 立案制定・改廃の時期： 平成15年5月28日成立、同年6月4日公布、同年9月1日施行 ③ 具体的内容 近時、外国人によるいわゆるピッキング事犯が多発しているところ、平成13年に、多発する来日外国人による犯罪行為に厳格に対処する観点から新たに設けられた入管法第5条第1項第9号の2（上陸拒否事由）及び第24条第4号の2（退去強制事由）に規定する窃盗罪、強盗罪等と、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（以下「ピッキング法」という。）に定める特殊開錠用具の知情販売罪、特殊開錠用具の所持罪、指定侵入工具の隠匿携帯罪等の罪が密接な関連性を有することにかんがみ、ピッキング法附則第2条により、これらの罪を入管法第5条第1項第9号の2及び第24条第4号の2に規定し（上陸拒否事由及び退去強制事由の追加）、これらに該当する者は上陸拒否又は退去強制の対象となり、もって来日外国人によるピッキング犯罪に厳格に対処することが可能となった。 (2) 予算措置を講じたもの 平成16年度概算要求において、不法滞在者対策の推進を図るため、退去強制手続に係る経費、不法就労キャンペーンに係る経費及び偽変造文書鑑識機器に係る経費を要求している。 なお、偽変造文書鑑識機器の導入に係る経費は、「外国人の円滑な受入れ」の施策で述べた出入国審査経費にも含まれている。 ① 事業等名： 不法滞在者対策の推進を図るための経費 ② 概算要求額(千円)： 2,758,373千円 ③ 具体的内容 摘発活動、摘発後の収容、送還に係る経費、不法就労キャンペーン及び偽変造文書鑑識機器に係る経費を要求している。 (3) その他 ① 取組を行った時期： 平成15年4月1日 ② 具体的内容 平成15年4月1日、不法就労外国人が集中する新宿区歌舞伎町地区に、入国管理局初の摘発専従型の東京入国管理局新宿出張所を開設した。

取組を行った時期：平成15年6月

具体的内容

平成14年度と同様に、平成15年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力等を依頼し、また、街頭での広報活動等の啓発活動を行った。

また、平成14年以降、6月は内閣官房副長官補室において「外国人労働者問題啓発月間」に設定されており、平成15年6月、警察庁、厚生労働省及び法務省の担当課長で構成する「不法就労外国人対策協議会」は、経済4団体に対し、傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。

取組を行った時期：平成15年度

具体的内容

平成15年4月、東京において日中領事当局間協議が開催され、中国政府に対して、不法入国・密入国対策の強化について一層の協力を要請した。

また、在京中国大使館職員との数次にわたる協議を行った結果、4月17日、7月31日にそれぞれ73名、90名の中国人不法入国者を中国政府がチャーターした航空機で中国へ送還した。

機構・定員要求

具体的内容

退去強制手続業務の充実・強化を図るため、98人の増員を要求している。

機構・定員要求

具体的内容

効果的かつ的確な不法滞在者対策を実施するため、東京入国管理局新宿出張所に不法滞在者摘発の企画を担当する統括入国警備官及び新宿地区等における摘発を担当する統括入国警備官を設置することを要求している。

2. 今後の予定

- (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期)
- 不適切に在留する外国人を排除する観点から、不正手段等により上陸許可等を受けた外国人及び許可された在留資格に係る活動を継続して3月以上行わないで在留している外国人の在留資格の取消し制度を整備すること等を規定した入管法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出し、平成15年9月1日現在、継続審議の扱いとなっている。

- (2) その他(具体的内容・取組予定時期)

ア 不法残留者数は依然として高水準にあり、これら不法に滞在する外国人による犯罪が多発傾向にあることから、平成14年度に引き続き、入管法違反外国人の集中摘発を実施する予定である。

イ 入管、警察、海上保安庁、税関等関係省庁及びその他地方機関が情報交換を行い、協力体制を一層緊密にして入管法違反事犯へ適切に対処するため、平成15年度においても、平成14年に引き続き、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催する予定である。

ウ 引き続き入国審査時における偽変造文書の発見に努めるべく体制を強化し、不法に入国を企図する者を水際で排除していく。

なお、平成15年度予算において、空・海港の入国審査官が審査ブースで旅券等の文書を検査できる小型の鑑識機器を全国の出入国港に配備されることが決定しており、平成15年中に配備が完了する予定である。

エ 摘発体制を強化し、より多くの不法滞在者を摘発するためには、適正・円滑な収容・送還業務が実施できる体制を整備することが必要であるところ、平成14年度は東京入国管理局新庁舎の完成により同局の収容定員を450人から800人に拡大し、平成15年度は東日本入国管理センターの収容定員を449人から700人に拡大することになっており、平成1

		6年度においては、更に名古屋入国管理局の収容場の拡充に努めるとともに、収容・送還業務のより一層の充実に努める予定である。
		3. その他 該当なし
備	考	